

岩内町役場及び町施設の年末年始休日の変更（案）

1 概要

岩内町役場及び町施設の年末年始休日は、条例等により「12月31日から翌年1月5日までの日」と定められているが、総合的に町民皆様の利便性と行政のより円滑な運営が図られる観点から、令和8年度の年末年始休日より、国や北海道の休日と同じ「12月29日から翌年1月3日までの日」に変更することとし、関係する条例等の改正を行う。

2 年末年始の休日が変更となる施設等

施設等名称
岩内町役場庁舎（保健センターを含む）
岩内消費生活相談センター
岩内中央学園（学童保育所を含む）
木田金次郎美術館
岩内町郷土館
岩内地方文化センター
いわない東保育所
いわない西保育所
岩内町地域子育て支援センター
岩内町老人福祉センター
岩内町老人デイサービスセンター
岩内町働く婦人の家
岩内町居宅介護支援事業所
岩内町靈苑
岩内町地場産業サポートセンター
岩内・共和下水道管理センター